

各 位

東北関東大震災に係る募金(特定寄附金対象)のお願いについて

平成23年3月11日午後発生しました東北関東大震災により被災された方々に心よりお見舞い申し上げ、失われた多くの尊い命に深いお悔やみを申し上げます。そして、今なお行方不明となられている皆さまの一刻も早い救助を願うとともに、一人でも多くの命が救われることを心よりお祈りしております。

今回の震災の被害は甚大かつ広範囲に及んでおり、日本経済にも大きな影響を及ぼしています。渥美商工会では、被災された地域の一刻も早い復興を願うとともに、その一助となれば、との思いを込めて被災地域の組織に代わり、皆さまからの義援金を受け付けいたします。

この東北関東大震災義援金は、田原市を通じて日本赤十字社の東北関東大震災義援金の口座へ送金いたします。また、この義援金は特定寄附金として、法人が支出する場合は全額損金算入、個人が支出する場合は金額から2千円を控除した額を所得から差し引くことができます。

つきましては、「寄附金募集に関する内容」をご確認いただき、是非ご協力賜りますようお願い申し上げます。

平成23年3月

渥美商工会
会長 渡 会 一 昭

寄附金募集に関する内容

- 1 募金期間 平成23年4月1日から平成23年5月31日まで
- 2 募集範囲 渥美商工会の会員及び趣旨に賛同する個人、法人
- 3 募金方法 渥美商工会事務局まで直接現金をお持ちいただくか、下記4行の口座にお振り込みをお願いいたします。

・蒲郡信用金庫渥美支店	普通預金	2015375
・豊橋商工信用組合福江支店	普通預金	0729896
・三菱東京UFJ銀行田原支店	普通預金	3037289
・豊橋信用金庫福江支店	普通預金	1070669

口座名義 東日本大震災義援金 渥美商工会 会長 渡会一昭

※三菱東京UFJ銀行田原支店のみ振込手数料が発生いたします。

※現金により寄附された方には預り証を発行いたします。この預り証が控除または損金算入の証明となります。

※振込により寄附された方には原則として預り証は発行いたしません。振込用紙の控え(振込金受取書)が、控除または損金算入の証明となります。

- 4 その他 この寄附金は、田原市を通じて日本赤十字社の東北関東大震災義援金の口座へ送金いたします。

この寄附金は、法人税法第37条第3項第1号及び所得税法第78条第2項第1号に規定する国（又は地方公共団体）に対する寄附金に該当します。

今回の義援金に関する税務上の取扱い<参考>

■個人の方が義援金等を寄附した場合

次の算式で計算した額が所得の金額から控除されます。

(その年中に支出した特定寄附金の額の合計額) - 2千円 = 寄附金控除額

※特定寄附金の額の合計額は所得金額の40%相当額が限度です。

※確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載し、預り証を添付して申告してください。

■法人が義援金等を寄附した場合

支出額の全額が損金の額に算入されます。

※確定申告書の別表14(2)「寄附金の損金算入に関する明細書」の「指定寄附金等に関する明細」に必要事項を記載し、預り証は保存してください。

※今回の義援金に関する内容は、東愛知新聞社及び渥美商工会ホームページでも掲載いたします。

お問い合わせ：渥美商工会 TEL0531-33-0441 FAX34-3121

〒441-3613 愛知県田原市古田町岡ノ越6-4

<http://www.atsumi.or.jp> Mail:info@atsumi.or.jp